

北海道最低賃金専門部会資料

(第1回 令和6年7月22日)

資料No. 1	北海道最低賃金専門部会委員名簿	・・・	1
資料No. 2	北海道最低賃金専門部会運営規程	・・・	3
資料No. 3	関係労働者及び使用者名簿（参考人意見聴取）	・・・	5
資料No. 4	関係労働者から提出された意見書	・・・	7
資料No. 5	春闘の状況	・・・	27
	2024 春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果（連合）		

参考資料No. 1 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回目）7月10日

参考資料No. 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第3回目）7月18日

<中央最低賃金審議会目安に関する小委員会HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-tingin_127941.html

北海道地方最低賃金審議会（第50期）
北海道最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月18日

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝 いわ なみ かず え	特定社会保険労務士
	亀野淳 かめ の じゅん	北海道大学高等教育推進機構 教授
	國武英生 くに たけ ひで お	小樽商科大学 教授
労働者代表委員	金子ユリ かね こ くり	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	藤田鉄平 ふじ た てつ へい	UAゼンセン北海道支部 常任
	山田新吾 やま だ しん ご	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	池田幸司 いけ だ こう じ	北海道経済連合会 労働政策局長
	片岡直之 かた おか なお ゆき	北海道商工会議所連合会 事務局長
	馬込毅 ま ごめ つよし	北海道中小企業団体中央会 事務局長兼連携支援部長

(注) 公・労・使委員は五十音順

北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する北海道最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

関係労働者及び使用者名簿（参考人意見聴取）

＜北海道最低賃金専門部会＞

聴取時間	氏 名（敬称略）	現 職
① 15：40 ～16：10 （30分）	村田 進 ＜労働者側推薦＞	札幌パートユニオン 組合員
② 16：15 ～16：45 （30分）	幡 優子 ＜使用者側推薦＞	株式会社テックサプライ 代表取締役

関係労働者から提出された意見書

＜北海道最低賃金専門部会＞

資料No	関係労働者名称
資料No. 4 - 1	北海道労働組合総連合 議長 
資料No. 4 - 2	北海道医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 
資料No. 4 - 3	全国福祉保育労働組合北海道地方本部 執行委員長 
資料No. 4 - 4	全日本建設交運一般労働組合北海道本部 執行委員長 

令和6年7月3日付け北海道労働局一般公示第3号「北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づき意見書が提出されたもの。

【意見書】

北海道で人間らしく働き暮らしていくために
最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の実現を北海道労働組合総連合
議長

1. はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、道労連は、北海道最低賃金審議会に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、1700円をめざし、いまずぐ最低賃金を1500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた最低賃金額の格差解消を行うよう決断を求めます。

私たちは、これまで、日本の最低賃金には3つの問題があると指摘してきました。それは、第1に、低すぎて自立して生活できないこと、第2に、地域別で格差が広がっていること、第3に、中小企業支援が脆弱であることです。

ここ数年、最低賃金は、過去最高となる引き上げとなっていますが、最賃近傍で働く労働者の生活が改善するどころか、異常な物価高騰によってさらに困難な状況になり「これでは暮らしていけない」と悲鳴があがっています。最低賃金法の目的「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金改正を求めます。

2. 物価高騰から生活を守るため、1700円をめざし、いまずぐ1500円の実現を

総務省が発表した5月の消費者物価指数で、食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」は前年同月と比べ4.7%上昇しています。一方で実質賃金はマイナス2.5%（2024年3月）、24カ月連続の減少となっています（厚生労働省・毎月勤労統計調査）。24カ月連続のマイナスはリーマン・ショック前後を超えて、比較可能な1991年以降の記録で過去最長を更新する深刻な事態となっています。今、「賃金が上がらない国」日本が社会的に可視化されています。最低賃金が日本の低賃金を温存する大きな一因になっていることはあきらかです。

日本の最低賃金は、時給で定められ、2023年の改定では、最高の東京都が1,113円、全国加重平均は1004円となっています。平均が1004円といっても、平均額以上の金額の最賃は7都府県（東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都）のみ、1000円を超えたのは8都府県にとどまっています。

日本の実質的な最低賃金である岩手県の最低額は893円ですが、仮に月150時間働いたとして月13.4万円、年収160.7万円です。173.8時間換算でも月



15.5万円、年収186.2万で、ここから税・社会保険料が引かれ、普通に暮らすことは到底、難しいのが現実となっています。

海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア2223円、イギリス2102円、アメリカのワシントン州では2346円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金(平均)は低水準にあり、韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。

道労連が2016年に取り組んだ“マーケット バスケット方式”による「最低生計費試算調査」を現在の物価高騰に見合うものに改定した結果、25歳単身者が北海道で人間らしく働き暮らしていくために必要な費用は、男性で月額262,307円、女性で同256,259円となりました。(いずれも税・社会保険料込み)。

今回の改定により、最低賃金は少なくとも時給1,500円ほど、人間らしい労働時間も加味すれば時給1,700円以上必要であるという結果が出ており、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。

岸田首相は最低賃金の全国加重平均を2030年代半ばまでに1500円まで引き上げる目標を掲げましたが、3.5%増としても加重平均が1500円になるのは12年後、最低額が1500円になるのは16年後であり、とても容認できるものではありません。いますぐ、1500円の実現を求めます。

2.全国一律制度実現めざし、地域間の額差解消を

ランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2023年には220円と格差は2倍以上に広がっています。

前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円(税込)、時間額1,500円以上(月150時間)必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する

要因ともなっています。220円(19.8%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

昨年の最低賃金改正の審議は、ランク数が4から3へ変更され、地域間格差の是正につながる目安が期待されました。しかし、中央最低賃金審議会のだされたランク別の目安は、Aランク「41円」、Bランク「40円」、Cランク「39円」とし、目安どおり、改定するとさらに地域間の最低賃金額の格差を広げるものでした。

この中央最低賃金審議会の目安答申に対して、24の地方最低賃金審議会が上乗せの答申を行いました。上乗せ額も「+8円」1地方、「+7円」3地方、「+6円」4地方、「+5円」4地方「+4円」2地方、「+3円」1地方と目安を大きく上回る答申となっています。この地方の答申結果は、国によって低くランク付けされ、差別されている地方が抱えている厚生労働省と中央最低賃金審議会が行った目安答申への抗議の意味をこめた“怒りの反乱”に見えます。こうした中央最低賃金審議会目安に大幅に上乗せする答申を出した意味を、厚生労働省と中央最低賃金審議会として重く受け止める必要があります。

厚生労働省と中央最低賃金審議会は最低賃金の地域間格差を率として扱い、地域格差は縮小していると宣伝しています。しかし、最低賃金の額差によって地方では人口の流失や地域経済の疲弊など深刻な諸問題がおきています。いくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、国や地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのためのも賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。こうした地方の声に応え、地域格差を率で評価するのではなく、地域間の額差解消を求めます。

3. 中小企業支援策の抜本的な強化を

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払が必要で、最低賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。この中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金があがらないことを正当化する理由になっています。しかし、低迷する日本経済を立て直すために、「賃金があがる国」への転換をはかること、労働者国民の所得の底上げで、GDPの6割を占める個人消費拡大を経済政策の基調とすることへの転換が必要です。政府や大企業も「賃金引き上げ」が必要と言わざるを得ない状況となっています。政府、政治にできることが最低賃金の抜本的引き上げによる賃金の底上げです。

日本商工会議所・東京商工会議所による「人件費増加分の製品・サービス価格への転嫁」「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」集計結果(2024年

2月14日)によれば、「最低賃金引き上げに伴う人件費増加への具体的な対応」で、「具体的な対応が取れず、収益を圧迫している」との回答が26.2%、「原材料費等増加分の製品、サービス価格への転嫁」が26.4%、「人件費増加分の製品・サービス価格への転嫁」25.1%となっています。現実の中小企業が、賃金支払いが困難であることの原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定と流通機構などにあります。生活できる賃金が反映できる価格設定が必要です。それは、個々の企業責任だけでなく、労働者・中小企業を「儲け」の対象として搾取・収奪し、株主の利益を優先する大企業と、その大企業優先の政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させてきたこれまでの政治に原因があります。

全労連は2022年1月に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめました。私たちだけでなく、昨年の地方最低賃金 審議会答申・付帯決議のうち41地方が国に対し中小企業支援策を求めています。厚生労働省によれば、47都道府県の審議会答申・付帯決議について、言及されている最賃引き上げのための中小3企業支援策は、①「業務改善助成金などの支援策の拡充を求めるもの」②「価格転嫁など取引適正化・環境整備を求めるもの」、③「税・社会保険料の減免を求めるもの」、④「扶養控除制度の見直し・検討を求めるもの」、⑤「直接的な新たな支援策を求めるもの」となっています。

物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者の生活改善が実感できる、全国どこで働いても人間らしい生活ができる大幅な引き上げと、地域間の額差を解消し、最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

最低賃金全国一律制と物価高騰から生活を守るため、「1700円をめざし、いまずぐ1500円」を実現することは、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

今年、地域の最低賃金の改定に向けて、「賃上げ」世論が高まっている今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げ、時間給で1500円以上の決断を求め、意見書とします。

北海道最低生計費試算調査結果の2024年改定

—普通に暮らすためには少なくとも時給1,500円以上が必要！—

2024年6月3日

北海道労働組合総連合

○北海道労働組合総連合（道労連）では、2016年に初めて**北海道で労働者が普通に暮らすためにはどのくらい費用がかかるのか**を明らかにするための調査を実施した。

○2016年には、札幌市在住の25歳の一人暮らしの若者の普通の生活に、男性で月額224,983円、女性で同223,282円が必要であるという結果を公表した。

○調査手法は、道労連に加盟する各単産・ユニオンの労働者などを対象に、生活のパターンを調べる「**生活実態調査**」および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「**持ち物財調査**」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げる、マーケット・バスケット方式を採用し、科学的に算定したものである。

○今回、2016年に公表した最低生計費について再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は、**男性で月額262,307円、女性で同256,259円**であった（いずれも税・社会保険料込み）。

○今回の改定は、主に2016年から2024年4月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」（CPI）を用いて分析し、係数を各費目に乗じたものである。それ以外に、**コロナ禍を経てライフスタイルの変化**がみられ、サブスクリプション費用の追加、結婚式費用の減少などの積み上げ項目の変更も行っている。

○改定結果を**2016年の試算結果と比較すると、12.3%上昇**している（男女平均）。賃金が上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。実際に、名目賃金はこれほどには上昇しておらず、実質賃金は2年連続でマイナスとなっている。

○昨年の最低賃金改定により、北海道では最低賃金が40円（4.3%）引き上げられ、960円となった。しかしながら、今回の改定により、**最低賃金は少なくとも時給1,500円ほど、人間らしい労働時間も加味すれば時給1,700円以上必要**であるという結果が出ており、すみやかな引き上げが求められる。

○時給1,500円に関しては、昨年に岸田首相は次なる最低賃金の目標として「2030年半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げ」を掲げており、この数字の妥当性を政府も認めている。

○さらに、**最低生計費に地域差がない**ことが、他の地域における調査結果から明らかになっており、**全国一律の最低賃金制度**も望まれる。

○国内総生産（GDP）の5～6割を占める個人消費を喚起することは、日本経済のみならず、北海道経済にとってもきわめて重要である。そのためには、賃金の底上げが必要であり、最低賃金の全国一律での引き上げを求めるのである。

以上

北海道最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2024年改訂版

2024年6月4日

北海道労働組合総連合（道労連）

監修： XXXXXXXXXX（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

北海道労働組合総連合（道労連）では、2016年に最低生計費試算調査を実施し、北海道札幌市に在住の25歳の一人暮らしの若者がと普通の暮らしをするためには、男性で月額224,983円、女性で同223,282円が必要であるという結果が得られた（表1）。¹

表1 北海道札幌市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2016年）

都道府県名		北海道	
自治体名		札幌市	
性別		男性	女性
最賃ランク		C	
消費支出		163,805	162,204
	食費	39,991	32,310
	住居費	32,000	32,000
	水道・光熱	10,206	9,933
	家具・家事用品	4,071	4,398
	被服・履物	5,828	4,431
	保健医療	4,558	3,274
	交通・通信	16,660	17,438
	教養・娯楽	30,068	30,068
	その他	20,423	28,352
非消費支出		44,878	44,878
予備費		16,300	16,200
月額	税抜	180,105	178,404
	税込	224,983	223,282
同年額（税込）		2,699,796	2,679,384
必要最低賃金額A（173.8時間換算）		1,294	1,285
必要最低賃金額B（150時間換算）		1,500	1,489

（注1）大卒後勤続3年目・賃貸ワンルームマンション・アパート（25㎡）に居住という条件で試算。

¹ 若年単身女性の最低生計費については、2016年時点では220,249円(税等込み)と公表されていたが、今回の改定を機に修正を行った。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

その後、約8年が経過し、その間に消費税の10%への増税や2022年から始まる物価高騰など、国民の暮らしを直撃する値上げが行われており、それに見合った生計費試算の改定が必要となった。今回は、**2024年4月時点**での若者の一人暮らしにかかる**最低生計費の試算結果**を報告するものである。以下、改定の内容について解説する。

1. 消費支出の物価変動について

・2016年から2024年4月にかけての**物価変動**を総務省統計局公表の「**消費者物価指数**」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費について

・2023年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「**2023年家計調査年報**」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた(ただし、嗜好品については、100kカロリー当たりの価格で算出)。なお、札幌市における2024年4月時点での食費の物価上昇率は、2023年に比べ3.1%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。次に、女子栄養大学出版部「**食品成分表 2022 資料編**」にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した(25歳男性1日当たり2650kカロリー、25歳女性1日当たり1950kカロリー)。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成(1人1日当たりの重量=g)」(香川明夫:女子栄養大学教授監修)にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。

3. 家賃について

・2024年版改定のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した(2024年4月時点)。具体的には、单身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(ワンルームor1K、2階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

札幌市白石区(居住地は前回と同じ)

条件に該当するのは245件。最低は30,000円、最高は53,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、39,000円を住居費とした。

4. クリーニング代

・男性については、背広2着・オーバーコート2着分の、女性については、ワンピース2着・オーバー

コート 2 着分のクリーニング代を想定した (1 着=1,100 円)。

1 着 1,100 円 * 4 / 12 = 月額 367 円

5. 交通費

・通勤定期代として、地下鉄白石駅からさっぽろ駅まで 3 ヶ月定期 29,930 円、1 か月当たり 9,977 円とした。

6. 教養娯楽用品について

・余暇時間をゲームに費やす若者のライフスタイルを考慮し、携帯ゲーム機等の費用として月額 448 円を計上した。

7. 定額制コンテンツ (サブスクリプション) について

・近年、映像や音楽などコンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2024 年版では月額 3,000 円を計上した。また、雑誌など書籍費もデジタル版を含めて月額 500 円を計上した。

8. 日帰り行楽や旅行について

・近場の温泉施設やスキー・スノーボードなどに日帰りで遊びに行く頻度は、月に 1 回程度で 10,000 円を計上した。旅行については、かかる費用は年間で 90,000 円 (帰省を含めて年間 3~4 回程度) を計上した。

9. 冠婚葬祭について

・コロナ禍の影響で結婚式に参加する頻度は低下しているとみて、かかる費用は年間 13,000 円とした。なお、葬式の香典費として年間 6,000 円を計上している。

10. 理美容品費

・男性の理美容品として、化粧水と乳液を追加した。

11. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和 5 年)の結果に基づいて、若者(25 歳、大卒、勤続 3 年目)の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費(賃金の 1%に相当)も改定。

(資料) 令和 5 年「賃金構造基本統計調査」、北海道、一般労働者

区分	企業規模計 (10 人以上) 産業計 男女計							
	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給する 現金給与	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	労働者数 (十人)

			(時間)	(時間)	額(千円)	(千円)	(千円)	
20 ~ 24	22.9	2.4	166	12	233.2	212.1	432.5	7 471
25 ~ 29	27.5	4.3	166	12	268.2	242.8	635.6	9 625

年取設定

北海道 23万円×14か月=322万円

11. 非消費支出の再計算について

・年取設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2024年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

1) 所得税

4月分の給与を230,000円とすると、国税庁『令和6(2024)年分 源泉徴収税額表』より、**4,550円**。これにボーナスに対する分（月額1,565円）を加算すると、**6,115円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（道民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円~360万円未満のため、

給与所得=322万円÷4×2.8-8万円=2,174,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,174,000円-(**495,437円**+43万円)=1,248,563円

市民税(税率6%)は、

1,248,563円×6%≒74,913円

県民税(同4%)は、

1,248,563円×4%≒49,942円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、74,913円-1,500円≒73,400円

県民税は、49,942円-1,000円≒48,900円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
道民税	1,500円

したがって、住民税額(年額)は、73,400円+48,900円+3,500円+1,500円=127,300円となり、1か

月当たりでは **10,608 円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率 = 18.3% (うち労働者分 = 9.15%)

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ (北海道) 保険料率 10.21% (うち労働者分 = 5.105%)

→標準報酬月額 240,000 円では、12,252 円が本人負担分

③雇用保険料率 (失業給付分) = 1.55% (うち労働者分 = 0.6%)

→月収を 225,000 円とすると、1,380 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円 + 12,252 円 + 1,380 円 = **35,592 円**となり、×12 ヶ月分 = 427,104 円となる。

これにボーナス分 68,333 円を加えると **495,437 円**となる (月あたり **41,286 円**)。

おわりに—2024 年版改定の総括

2024 年春闘は、大企業で歴史的な引き上げと言われるなかで、物価高騰に追いついておらず、2 年連続で実質賃金はマイナスとなっている。また、中小零細企業や非正規労働者では、大企業正規労働者ほどの賃上げは実現していないのが実情である。

今回、2016 年に公表した最低生計費について再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 20 万円前後であることが分かった (表 2)。税や社会保険料を加味すると月額 25 ~ 26 万円ほどに達する。今回の 2024 年版の最低生計費 (税・社会保険料抜き) を 2016 年版 (表 1) と比較すると、12.3% 上昇している (男女平均)。仮に、賃金がそれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。実際に、名目賃金はそれほどには上昇しておらず、実質賃金は 2 年連続でマイナスとなっている。

2023 年 10 月の最低賃金改定により、40 円 (4.3%) 引き上げられ、北海道では 960 円となったが、今回の改定結果では、少なくとも時給 1,500 円ほど、人間らしい労働時間も加味すれば時給 1,700 円以上必要なのである。現在の最低賃金額ではあまりにも低い水準と言わざるを得ない。物価高騰は依然として続いており、労働者の暮らしを守るためにはそれに見合うように最低賃金の水準に引き上げられるべきである。8 時間働いて普通に暮らすためには、時給額は少なくとも 1,500 円は必要であり、この点に関しては、昨年に岸田首相は次なる最低賃金の目標として「2030 年半ばまでに全国加重平均 1,500 円に引き上げ」を掲げており、この数字の妥当性を政府も認めている。さらに、最低生計費に地域差がないことが、他の地域における調査結果でも明らかになっており、全国一律で最低賃金 1,500 円のすみやかな実現が望まれるのである。

表2 北海道札幌市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024年版改定）

都道府県名		北海道	
自治体名		札幌市	
性別		男性	女性
最賃ランク		C	
消費支出		185,798	180,250
	食費	45,978	37,572
	住居費	39,000	39,000
	水道・光熱	12,505	12,171
	家具・家事用品	4,905	5,299
	被服・履物	6,922	5,247
	保健医療	4,701	3,377
	交通・通信	14,459	14,971
	教養・娯楽	35,654	35,654
	その他	21,674	26,959
非消費支出		58,009	58,009
予備費		18,500	18,000
月額	税抜	204,298	198,250
	税込	262,307	256,259
年額（税込）		3,147,684	3,075,108
必要最低賃金額 A（173.8時間換算）		1,509	1,474
必要最低賃金額 B（150時間換算）		1,749	1,708

(注)表1と同じ

2024年7月12日

北海道労働局長 殿
北海道最低賃金審議会委員 各位

北海道医療介護福祉労働組合連
執行委員長

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2023年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は117,600円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,092円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



以上

2024年7月16日

北海道最低賃金審議会 御中

全国福祉保育労働組合北海道地方本
執行委員長

最低賃金の大幅引き上げを求める要請書

私たち福祉保育労は、福祉・保育・介護等で働く労働者が健康で働き続けられる賃金・労働条件の確立にむけて、国や自治体の責任で制度改善や予算引上げを求めて運動を続け、2008年、政府が介護・障害福祉事業に従事する労働者対象にした処遇改善交付金等が創設。その後も賃上げの世論を広げ、不十分ながら若干の賃上げがすすめられてきています。そのような状況でも北海道労働局の2024年5月統計 職種別、求人・求職・賃金状況では、ホームヘルパー・ケアワーカーの有効求人倍率 2.97、保育士・福祉相談員等は 1.92と出されており、現場では「職員が集まらず利用者の受け入れができない」「紹介業者に多額の契約金を支払って何とか雇用を確保している」など、さまざまな人手不足の影響が出ており、専門性に見合う処遇改善には至っていないのが現状です。

令和5年度賃金構造基本統計調査において、全産業平均賃金が318,300円と示されています。北海道のホームヘルパー・ケアワーカーの月給求人賃金は、月給183,086円、比較すると13万ほどの格差が生じます。この格差は、福祉産業の低賃金の問題とあわせて、地域別最低賃金の影響も大きく、同じ仕事でも地域間で大きな差が生じていることから道外への人口流出につながっていくことが懸念されます。

さらに、食費、生活用品、そして光熱費などの高騰により、労働者の生活が大変厳しくなっています。賃金の下限である最低賃金が大幅に引き上がることはすべての賃金水準の引上げにつながります。

働けば暮らせる賃金水準が保障されるよう、2024年度の最低賃金改定にあたり、大幅な最賃引上げと、全国一律制を実現にむけて、北海道の審議委員の皆様にご尽力いただくことを要望いたします。

以上



2024年7月16日

北海道地方最低賃金審議会 御中

全日本建設交運— 北海道

最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書

政府は、歴史的な物価高騰と異常円安のもとでも大企業・富裕層の優遇税制措置を継続し貧困と格差の拡大をひろげてきました。抜本的な施策も示さないままに実質賃金は下がりつづけ、もともと低賃金におかれた多くの労働者が異常な物価高騰によってさらに窮状に追いやられています。

企業の内部留保は、550兆円を突破したともいわれ過去最高を更新していますが、その一方で、零細企業を中心に倒産が相次ぎ、物価高の中で「価格転嫁ができない」実態が浮き彫りになっています。

そして、多くの職場、産業では人手不足が顕在化し、機能不全に陥っています。物流の「2024年問題」では、時間外労働の上限規制による人手不足等が物流の停滞を引き起こすことばかりが取り沙汰されていますが、2024年問題の本質は、荷物が滞る問題ではなく、改善基準告示や時間外労働の上限規制を遵守し、商慣習を抜本的に改革して運賃を引き上げ、低賃金に据え置かれたトラック運転者の賃金を大幅に引き上げることです。

これらの問題さまざまな産業に共通した課題ですが、労働者が健康で働きつづけられるための労働環境改善はもとより、最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金を底上げすることは、北海道の人口流出に歯止めをかけ、地域経済の循環と再生を生み、貧困と格差の是正がされるものと考えます。そして、中小企業支援策の抜本的な強化を一体のものとしてとりくむことが求められています。

建交労北海道本部は、北海道地方最低賃金審議会に対し、最低賃金1,700円を見据えて、いまずぐ最低賃金を1,500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた最低賃金額の格差の是正を行うよう決断を求め、意見書とします。

以上



2024年7月3日(水)

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03(5295)0517
代表電話 03(5295)0550

報道関係者各位

33年ぶりの5%超え！ ～2024 春季生活闘争 第7回(最終) 回答集計結果について～

連合(会長:芳野友子)は7月1日(月)10:00時点で、2024 春季生活闘争の第7回(最終)回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善(定昇維持含む)を要求した5,459組合中5,450組合が妥結済み(99.8%)。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は3,130組合・57.4%で、比較可能な2013闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した5,284組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で15,281円・5.10%(昨年同時期比4,721円増・1.52ポイント増)、うち300人未満の中小組合3,816組合は11,358円・4.45%(同3,337円増・1.22ポイント増)となった。最終集計まで5%超えを維持したのは33年ぶりである。賃上げ分が明確に分かる3,639組合の「賃上げ分」は10,694円・3.56%、うち中小組合2,357組合は8,256円・3.16%となり、最終集計で3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めてである。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給62.70円(同9.92円増)・月給10,869円(同4,041円増)である。引上げ率は概算でそれぞれ5.74%・4.98%となり、時給は一般組合員(平均賃金方式)を上回っている。
- 企業内最低賃金協定改定の回答額は着実に上昇している。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても数多くの取り組みがなされている。



添付資料：

1. 平均賃金方式	7
2. 個別賃金A方式	9
3. 個別賃金B方式	13
4. 個別賃金C方式	15
5. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（時給・月給）	16
6. 企業内最低賃金協定	17
7. 夏季一時金	19
8. 有期・短時間・契約等夏季一時金【短時間労働者】	21
9. 有期・短時間・契約等夏季一時金【契約社員】	22
10. 初任給	23
11. 労働条件に関する 2024 春季生活闘争および通年の各種取り組み	25
12. 時間外・休日労働の賃金割増率	28

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2024 年春闘争
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2024.html>



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2024回答（2024年7月3日公表）				昨年対比	2023回答（2023年7月5日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	5,284 組合 2,933,902 人	15,281 円	5.10 %		4,721 円 1.52	5,272 組合 2,877,053 人	10,560 円	3.58 %			
300人未満 計	3,816 組合 359,093 人	11,358 円	4.45 %		3,337 円 1.22	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %			
~99人	2,333 組合 97,385 人	9,626 円	3.98 %		2,759 円 1.04	2,313 組合 96,456 人	6,867 円	2.94 %			
100~299人	1,483 組合 261,708 人	12,004 円	4.62 %		3,553 円 1.30	1,510 組合 266,232 人	8,451 円	3.32 %			
300人以上 計	1,468 組合 2,574,809 人	15,874 円	5.19 %		4,917 円 1.55	1,449 組合 2,514,365 人	10,957 円	3.64 %			
300~999人	979 組合 528,881 人	14,032 円	4.98 %		4,643 円 1.54	978 組合 524,199 人	9,389 円	3.44 %			
1,000人~	489 組合 2,045,928 人	16,362 円	5.24 %		4,982 円 1.55	471 組合 1,990,166 人	11,380 円	3.69 %			

※2024年と2023年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2024回答（2024年7月3日公表）				賃上げ分 昨年対比	2023回答（2023年7月5日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	3,639 組合 2,622,981 人	15,818 円	10,694 円	4,711 円	1.44	3,186 組合 2,320,523 人	10,995 円	5,983 円	3.69 円	5.983 円	
300人未満 計	2,357 組合 265,547 人	12,484 円	8,256 円	3,274 円	1.20	2,019 組合 238,848 人	9,169 円	4,982 円	3.57 円	1.96 円	
~99人	1,209 組合 60,202 人	11,125 円	7,190 円	2,757 円	0.99	967 組合 49,072 人	8,333 円	4,433 円	3.36 円	1.87 円	
100~299人	1,148 組合 205,345 人	12,871 円	8,568 円	3,444 円	1.25	1,052 組合 189,776 人	9,387 円	5,124 円	3.62 円	1.99 円	
300人以上 計	1,282 組合 2,357,434 人	16,218 円	10,969 円	4,871 円	1.46	1,167 組合 2,081,675 人	11,222 円	6,098 円	3.71 円	2.14 円	
300~999人	841 組合 459,089 人	14,588 円	9,931 円	4,233 円	1.44	772 組合 417,141 人	10,139 円	5,698 円	3.68 円	2.09 円	
1,000人~	441 組合 1,898,345 人	16,619 円	11,220 円	5,022 円	1.46	395 組合 1,664,534 人	11,502 円	6,198 円	3.71 円	2.16 円	

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2024回答（2024年7月3日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2023回答（2023年7月5日公表）		
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額		集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準
A方式35歳	200 組合 100,055 人	8,678 円 3.20 %	271,151 円 279,784 円	3,514 円 1.32	229 組合 135,749 人	5,164 円 1.88 %	274,319 円 279,483 円	
A方式30歳	213 組合 113,155 人	8,458 円 3.39 %	249,346 円 257,804 円	4,296 円 1.68	220 組合 148,731 人	4,162 円 1.71 %	243,876 円 248,038 円	
B方式35歳	165 組合 98,601 人	13,976 円 5.15 %	271,279 円 285,260 円	4,192 円 1.45	179 組合 99,855 人	9,784 円 3.70 %	264,178 円 273,828 円	
B方式30歳	136 組合 55,546 人	15,182 円 6.38 %	237,833 円 253,015 円	3,563 円 1.36	143 組合 56,190 人	11,619 円 5.02 %	231,659 円 243,278 円	
C方式35歳	101 組合 143,739 人		295,134 円 312,751 円		151 組合 324,558 人		289,537 円 299,058 円	
C方式30歳	0 組合 0 人		0 円 0 円		0 組合 0 人		0 円 0 円	

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにすることを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2024回答 (2024年7月3日公表)			昨対比	2023回答 (2023年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	386 組合	53.78 円	1,148.92 円	14.04 円	377 組合	39.74 円	1,091.78 円
加重平均	885,369 人	62.70 円	1,155.02 円	9.92 円	808,108 人	52.78 円	1,095.67 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	146 組合	9,137 円	4.23 %	2,490 円	136 組合	6,647 円
加重平均	27,845 人	10,869 円	4.98 %	4,041 円	29,553 人	6,828 円	3.18 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

基幹的労働者	2024回答 (2024年7月3日公表)			
	競争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数
18歳月額	171,954 円	240 組合	183,134 円	2 組合
	時間額	1,055 円	64 組合	1,115 円
18歳月額	171,436 円	485 組合	179,400 円	40 組合
	時間額	1,001 円	163 組合	1,055 円

※ 要求提出組合の単純平均

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金	2024回答 (2024年7月3日公表)			昨対比	2023回答 (2023年7月5日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	回答	回答		集計組合数 集計組合員数	回答
年間	月数	2,349 組合 1,964,110 人	5.09 月	0.22 月	2,213 組合 1,960,479 人	4.87 月
	金額	1,252 組合 945,007 人	1,638,723 円	50,327 円	1,344 組合 1,127,836 人	1,588,396 円
季別	月数	2,485 組合 1,723,125 人	2.52 月	0.18 月	2,675 組合 1,777,471 人	2.34 月
	金額	1,598 組合 819,811 人	742,745 円	25,324 円	2,009 組合 1,175,981 人	717,421 円
短時間労働者 一時金	2024回答 (2024年7月3日公表)			昨対比	2023回答 (2023年7月5日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	回答	回答		集計組合数 集計組合員数	回答
年間	月数	41 組合 46,838 人	1.15 月	▲ 0.28 月	42 組合 64,630 人	1.43 月
	金額	45 組合 60,515 人	97,125 円	▲ 6,274 円	46 組合 106,713 人	103,399 円
季別	月数	42 組合 72,609 人	0.45 月	▲ 0.08 月	44 組合 93,850 人	0.53 月
	金額	54 組合 67,524 人	66,258 円	9,079 円	49 組合 103,429 人	57,179 円
契約社員 一時金	2024回答 (2024年7月3日公表)			昨対比	2023回答 (2023年7月5日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	回答	回答		集計組合数 集計組合員数	回答
年間	月数	38 組合 5,067 人	2.38 月	0.13 月	38 組合 5,219 人	2.25 月
	金額	15 組合 4,904 人	239,492 円	4,572 円	21 組合 4,911 人	234,920 円
季別	月数	41 組合 6,168 人	1.19 月	▲ 0.05 月	55 組合 13,051 人	1.24 月
	金額	9 組合 2,862 人	233,649 円	▲ 15,660 円	29 組合 8,155 人	249,309 円



回 答 集 計

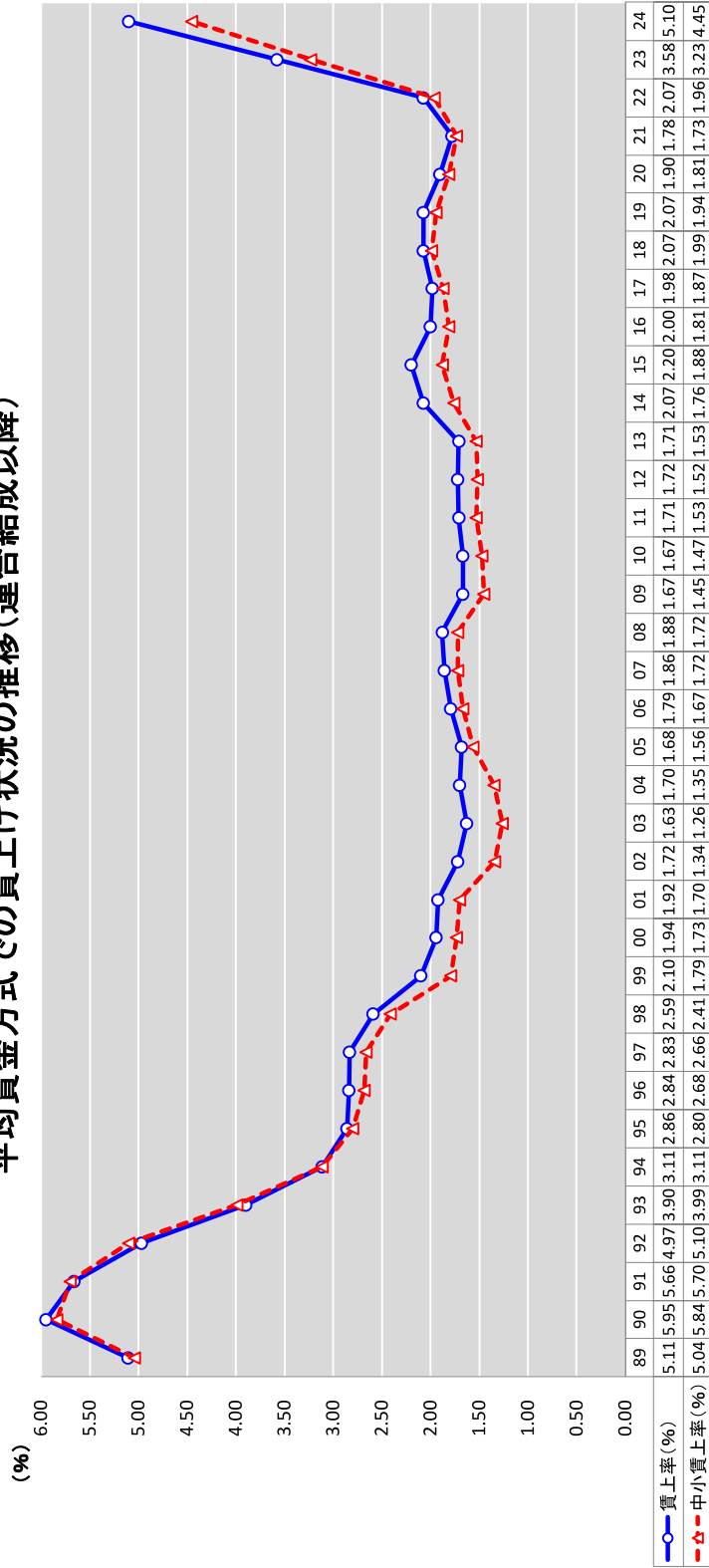
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

	2024回答 (2024年7月3日公表)		2023回答 (2023年7月5日公表)	
	組合数	率	組合数	率
集計組合 計	7,543 組合		7,848 組合	
要求を提出 (資金に限らず全ての要求のうち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求)	6,498 組合	86.1 %	6,626 組合	84.4 %
要求検閲中・要求状況不明	1,045 組合	13.9 %	1,222 組合	15.6 %
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,459 組合		5,613 組合	
妥結済				
ヤマ場週より前 (2024:3/8まで・2023:3/10まで)	1,441 組合	26.4 %	245 組合	4.4 %
先行組合回答ゾーン (2024:3/9-15・2023:3/11-17)	787 組合	14.4 %	922 組合	16.4 %
3月内決着回答ゾーン《前半》 (2024:3/16-22・2023:3/18-24)	797 組合	14.6 %	864 組合	15.4 %
3月内決着回答ゾーン《後半》 (2024:3/23-31・2023:3/25-31)	859 組合	15.7 %	979 組合	17.4 %
4月中	1,000 組合	18.3 %	1,218 組合	21.7 %
5月中	323 組合	5.9 %	994 組合	17.7 %
6月中	84 組合	1.5 %	186 組合	3.3 %
確認中	159 組合	2.9 %	55 組合	1.0 %
小計	5,450 組合	99.8 %	5,463 組合	97.3 %
未妥結	9 組合	0.2 %	150 組合	2.7 %
妥結済組合 (月例賃金改善限定)	5,450 組合		5,463 組合	
賃金改善分獲得	3,130 組合	57.4 %	2,909 組合	53.2 %
定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	129 組合	2.4 %	333 組合	6.1 %
定昇相当分確保未達成	1 組合	0.0 %	6 組合	0.1 %
確認中	2,190 組合	40.2 %	2,215 組合	40.5 %



平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注) 1989～2024年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

